

年金財形預金 商品説明書

商 品 名	年金財形預金 [複利型]
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・年金財形預金取扱契約企業に勤務されている方でご契約時満55歳未満の勤労者の方 ・1人1契約で、1金融機関に限ります。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間5年以上（年1回以上のお預入が必要です。） ・年金受取開始日までに、最終お預入日から6ヵ月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間および据置期間内での払戻はできません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・給与または賞与からの天引きにてお預入 ・1,000円以上300万円未満 ただし、給与または賞与金額の範囲内 ・1円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3ヵ月毎にご指定の口座に振込みます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利（お預入時の店頭表示の利率を適用します。） ・個別の定期預金毎に、満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年毎の複利計算。（ただし、年単位とならないお預入日数については、1年を365日とする日割計算による複利計算）
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅財形預金と合算で、550万円を限度として非課税とすることができます。上記非課税限度額を超える場合は、その後生ずるお利息について ※平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・全額解約のみ可能で一部解約はできません。 年金以外で払出される時は、過去5年間にわたるお利息および解約利息について税金がかかります。 ただし払戻開始後過去5年間超の場合には、解約利息にのみ課税されます。 ※税金がかかる場合、※平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。 ・個別の定期預金毎の解約が満期日前になる場合は、（別紙 23 ページ）「定期預金の中途解約利率一覧表」の自由金利型「期日指定定期預金」の中途解約利率により1年複利の方法で計算しお支払いします。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会（電話：077-522-2013） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・預金保険制度の対象預金です。・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。
------------	--

(令和2年8月1日現在)